

総合社会福祉研究

第 6 号

目 次

特集◎社会福祉と関連諸科学

社会福祉における家族範疇と経済学	二宮 厚美	2
社会福祉と法律学のかかわりについての若干の考察	秋元 美世	20
社会福祉と社会学	石倉 康次	29
—「社会福祉とは何か」にかかる—		
社会福祉と臨床心理学の課題	加藤 俊二	38
—この10年の実践と研究ノートから—		
「社会福祉」と「医学・医療」のかかわり	武南千賀子	55
—医療現場からのレポート—		
医学教育と社会福祉	野村 拓	65

論壇

貧困化と生活の社会化	真田 是	70
------------	------	----

論文

イギリスにおける近代的地方自治制度の確立	岡田 章宏	77
—福祉国家体制の制度的基盤—		
高槻市行財政と「老人保健福祉計画」	大松美樹雄	91

社会福祉情報

無年金障害者の実態と運動の課題	鴨井 慶雄	100
-----------------	-------	-----

海外社会福祉情報

スウェーデンの障害者運動と福祉国家の理念	訓覇 法子	105
----------------------	-------	-----

翻訳紹介

「スウェーデンにおける社会政策の分解」(S・マルクルンド)	高島 進	110
-------------------------------	------	-----

研究ノート

単身者の生活問題と医療ソーシャルワーク	植田 章	125
---------------------	------	-----

書評

一番ヶ瀬康子他著『中野区・福祉都市への挑戦』	織原 泰	134
------------------------	------	-----

右田紀久恵著『自治型地域福祉の展開』	河合 克義	138
--------------------	-------	-----

林健久・加藤榮一編『福祉国家財政の国際比較』	小淵 港	141
------------------------	------	-----

山崎章郎著『病院で死ぬということ』	野村 拓	146
-------------------	------	-----

「養護施設は今」『いつか愛を知る日のために』	野澤 正子	149
------------------------	-------	-----

編集後記・投稿規定

社会福祉における家族範疇と経済学

二 宮 厚 美

はじめに——社会福祉の政治経済学の課題

社会福祉と隣接諸科学との関連を問う本誌特集の主題にそって、社会福祉に関する経済学のテーマを考えることが本稿の課題である。最初に、経済学が社会福祉にかかわってどのようなことを課題にしてきたか、従来の議論をふりかえりながら小論の問題を煮つめておきたいと思う。

かつて一番ヶ瀬康子氏はその編著『社会福祉と政治経済学』において、社会福祉にかかわる経済学の課題について、次のように問題提起をおこなった。

「社会福祉に関する経済学とりわけ政治経済学の課題は何であろうか。それは、歴史科学としての政治経済学が、『福祉』をめぐる社会方策であり、政策として実体化してくる『社会福祉』のまさに歴史的現実に対して、その歴史的必然性と傾向すなわち国家独占資本主義のもとでの成立、展開、性格などに関し解明することだろう。⁽¹⁾そしてその経済法則を確認することにある。」

この指摘は、要するに、社会福祉の発展を必然化する経済法則の解明を経済学の課題として提起したものであると言ってよい。この提起にそくして言うと、これまでわが国の政治経済学は、社会福祉発展の必然性を三つの領域から明らかにしようとしてきた。すなわち、その第一は資本主義社会における貧困化の進行のなかから社会福祉の発展を必然化する基盤を明らかにすること（貧困化論）、第二は社会福祉の現実的発展を担う階級闘争や社会運動の必然性を法則的に明らかにすること（階級＝社会運動論）、そして第三は社会福祉を現実化しその性格を左

右する福祉国家の発展を明らかにすること（国家論）、以上の三つが「社会福祉の政治経済学」を構成してきたと考えられる。たとえば真田是氏は、これら三つの理論領域を、第一に社会福祉の対象を形成する社会問題、第二に社会福祉の発展を担う社会運動、第三に社会福祉を政策化する政策主体として整理され、それを社会福祉の「三元構造」として先駆的に定式化された。⁽²⁾

また、最近翻訳されたイアン・ゴフの『福祉国家の経済学』も、大要、資本蓄積の法則性をベースにおき、階級闘争と国家の発展法則を柱にえた福祉国家論を展開している点で、ほぼ上記の三点を中心とした現代福祉論であると見てよい。⁽³⁾

言うまでもなく、このような「社会福祉の政治経済学」のトリアーデの持つ意義は今日でも失われていない。現代日本の社会福祉の発展を考える場合にも、現代の資本蓄積＝貧困化論、階級闘争＝社会運動論、現代国家＝福祉国家論のいわば三本柱は、欠かすことのできない理論的支柱である。このことを確認したうえでの話になるが、ここでは先に引用した一番ヶ瀬氏が、上記の指摘に続けて、政治経済学の「社会的実践としての役割」に言及され、その役割は「社会福祉の現状をよりよいものに高めていくための焦点と課題を、具体的に明確化していくこと」にあるとして、次のように指摘していたことに注目してみたいと思う。こうである。

「窮屈的には、現代における社会構成体の展開——国家独占資本主義——の矛盾を具現している一人一人の生活のなかでその生活権を守るために、問題性と課題を明らかにしながら、いかなる社会の実現こそが眞の福祉さらに一人一

人の全面的発達に有効性をもつのかを、つねに追求していくことであろう。」⁽⁴⁾

この指摘の含意をいささか敷衍して言うと、「社会福祉の政治経済学」はまず第一に社会福祉の発展を必然化する経済法則を解明すること、だがそのうえに第二に社会構成員の真の福祉を担う社会像にまで迫ること、しかも第三にその社会像は人々の全面発達の視点から追求されなければならないこと、これら三点にまとめられる。一言でいえば、人間の全面発達を担う福祉＝社会像実現の必然性を経済法則として解明すること、これが「社会福祉の政治経済学」の課題として提起されたわけである。

小論は、この課題提起を受けとめながら、同時に先にふれた「社会福祉の政治経済学」のトリアーデを生かすこと、つまり「人間発達を担う福祉＝社会を貧困化論・社会運動論・国家論の総合による政治経済学から接近すること」を意図するものである。とは言っても、この課題にここで全面的にこたえることは筆者の能力をこえている。本稿は、そのための切り口を検討するにすぎないことをここであらかじめ断わっておきたいと思う。

私がここで課題開示の「切り口」として選択したのは、社会福祉論と経済学の両域にまたがる「家族範疇」である。この点の説明から以下本論に入っていきたいと思う。

1. 福祉の普遍化を媒介する家族範疇

資本主義社会における社会福祉の必然的発展を法則的に解明すること、これが「社会福祉の政治経済学」の第一次的課題であったとすれば、真の福祉と人間発達にかなう社会像を構築することがそのいわば第二次的課題となる——さしあたり上でみた一番ケ瀬氏の問題提起はこのように理解できる。この提起にそって「社会福祉の政治経済学」のテーマを考えていく場合、ただちに問題となることは、一方での「社会福祉の必然的発展」と他方での「人間発達の社会像」との関連をどのように把握するかということである。

この問題は、言いかえると、社会福祉が発展

していく過程でいかなる社会像がうかびあがってくるかという問題と、社会福祉が発展していく過程でどのようにして人間の全面発達が福祉の理念として成熟していくのかという問題との、互いに重なりあう二つの問題としてとらえ直すことができるだろう。ここでは、まず前者のプロセスを検討することにしてみよう。

あらためて問題は定式化するところである。社会福祉の発展はどのようにして社会のあり方全体に変革作用を及ぼしていくのか、もしくは、社会福祉の発展過程は何によって社会全体の構造転換を媒介していくのか。この問題にこたえるためには、簡単ではあっても社会福祉がこれまでにどのような発展をとげ、現代社会においてどこまで発展してきたかを確かめなければならない。

社会福祉の発展過程を区切る場合、その最も直截的でポピュラーなやり方は、社会福祉の対象が貧困に陥った特定諸階層から国民全体に広がってきたと捉える見方である。この「特定の貧困層を対象にした福祉から国民全体を対象にした福祉への発展」の流れは、周知のとおり、社会福祉論ではこれまで「選別主義から普遍主義へ」として理解してきた。現代社会における福祉の課題を全国民の生活を担う福祉として把握するこの視点は、現代福祉論の出発点と言っても過言ではない。少しばかりその例をあげておくと、たとえば、わが国のスタンダードなテキストはその冒頭部分で次のように指摘している。

「今日、ひろく国民諸階層によって社会福祉の充実が強く求められているのは、老人・病人・障害者・児童をはじめ日常生活における介護・介助・養育を必要としている人々とその家族への社会的援助が、国民の『いのち』と『くらし』をまもる上で欠くことのできない条件の一つになっているからにはかならない。／このような意味での社会的援助は、もはや限られた貧困層のみを対象とする古典的な貧困対策の枠内でとらえることはできず、ひろく全国民を対象とする生活の社会的保障の一環として位置づけられることになる。」⁽⁵⁾

この指摘は、要するに、現代福祉の対象が全国民の生活にまで普遍化してきたことを述べたものにはかならない。いまひとつ例をあげておくと、現代福祉に関するこれと同様の指摘は次の文章にも見ることができる。

「従来社会福祉サービスは労働者生活の再生産が雇用・賃金・消費にわたって自律的に循環している段階では、そこから落ちこぼれた特定階層の問題であったが、いまや人々の大半が人生のいずれかの時期に必要とするに至ったという意味で、生活確保の一般的条件だといえる。」⁽⁶⁾

社会福祉の普遍化に現代社会の特徴の一つをみるこれらの見解は、いずれも70年代後半のものである。だが、この見解の妥当性は今日でも変わっていない。それどころか、この見地は公的見解にまで高まっていると見ることさえ可能である。たとえば、最近の事例をひきあいにすると、社会保障制度審議会社会保障将来像委員会の第一次報告（93年2月）は社会福祉を含む広義の社会保障の意義について、「今日では医療、老齢年金などのように社会保障が国民生活不可欠のものとして組み込まれ、それなくしては国民の生活が円滑に営まれ得なくなっている」と指摘している。

そこで問題は、社会福祉の普遍化が何に起因して進行してきたかである。これを考へるには、前近代社会における福祉のあり方と近・現代社会における福祉のあり方とを比較してみればよい。

語弊を恐れずに言えば、前近代社会における福祉は一般に地域・家族共同体によって担われてきた。子どもの保育から老人・障害者・病人等の介護まで、今日社会福祉の領域とされる課題は共同体内部の労働によって支えられてきたと言ってよい。もちろん地域・家族共同体による福祉と一口に言っても、イギリスのパリッシュの役割からアメリカのタウンシップ、そして日本のムラやイエの役割まで、画一的に見るわけにはいかないが、ここではその多様性には直接たちいらない。いま重要なことは、共同体的諸関係が残存し、したがって共同の財産や共

同体内労働が人々の生命の再生産に不可欠の役割を果たしていた時代にあっては、福祉課題の社会化、つまり社会福祉としての普遍化は問題とされなかつたということである。

だが、資本主義の発展過程は過去の地縁・血縁の共同体的諸関係を商品・貨幣関係と労資関係の二重の作用によって掘り崩していく。それによって人々の生活様式は大きく変貌していくが、共同体的関係の側面からみると、地縁・血縁関係の衰退の進行とともに、生活を担う共同体は最後に家族を残すばかりになる。つまり、資本主義の発展はその不可逆的な傾向として共同体に担われた福祉の課題を家族に残すばかりになるわけである。もちろん、この傾向は一挙に実現するものではないし、共同体の解体に抵抗する動きやその再建にむかう新たな運動が登場するために、現実の社会では「共同体的関係の最後の砦としての家族」の周辺に地縁・血縁の社会関係が残ることになる。にもかかわらず、大局的には「資本主義の発展→地縁・血縁共同体の侵食・解体→共同体の最後の砦としての家族」という流れが進行することもまた歴史の示してきたところである。

そこで、さきに提示した「社会福祉の普遍化は何によって媒介されて進むのか」という問い合わせたいして、それはさしあたり共同体の解体の程度および形態によると答えることが可能になるだろう。なぜなら、過去の歴史において福祉を担ってきた共同体が崩れていけば、様々な福祉の諸課題が社会の場で解決されなければならず、したがって社会福祉として普遍的な課題とされなければならないからである。その場合、社会福祉の普遍性が徹底し成熟の域に達するのは、言うまでもなく「共同体の最後の砦としての家族」が過去の大家族から核家族に変化し、核家族のなかでも家族内労働による福祉の維持が著しく困難な共働き家族が普及していく時である。したがって、社会福祉の普遍化を徹底するのは共働き型核家族の増大であるといっても言いすぎではない。

だが、社会福祉の発展が共同体の解体や家族

の変化と一定の対応関係にあるとすれば、上で述べてきた「共同体の解体→社会福祉の発展」という流れとは逆の関係、すなわち「社会福祉の抑制→共同体の再建」という推論も同時になりたつ。家族にそくしてこれを言いかえると、「共働き・核家族化→社会福祉の発展」という傾向にたいして、その逆の「社会福祉の抑制→家族機能の再建」というシェーマも成立するわけである。

実際に、現代日本の福祉動向はこの両者の衝突・拮抗、互いの力関係の変化のなかで推移してきたと言ってよい。そのプロセスは後にたちかえって検討するが、ここではいましばらく資本主義社会における核家族化、共働き化の流れの意味を考えてみることにしたい。社会福祉と家族の関係を検討することは、社会福祉の普遍化の必然性はもとより、福祉国家全体の将来を考える場合にもきわめて重要な意味をもつくるだろう。先にふれたイアン・ゴフも次のように指摘している。

「福祉国家は、労働力の再生産と非労働力人口の扶養過程への国家の介入を示している。そのことは、同過程における国家と家族のあいだの新しい関係を表現している。資本蓄積の運動は、とくに前者にかかる資本の要請とそれらの要請にこたえる家族能力の双方をたえず変化させつづけている。⁽⁷⁾」

2. 共働き家族の増大傾向と 新しい家族の人格的平等原理

共働き核家族を社会福祉の普遍化の担い手として把握する場合、普遍主義に基づく社会福祉の発展の必然性は共働き核家族の増大によって根拠づけられることになる。家族と福祉の関係はここでは、一方での共働きの増大による社会福祉の発展という関係と、他方での社会福祉の発展に依拠した共働き核家族の増大という関係との、相互に促進しあう循環関係にあると見てよい。

資本主義社会における共働き家族の増大は傾向的法則とよぶべき流れであるが、その根拠の主なものをここでは三点ばかり指摘しておきた

いと思う。

その第一は、近代的労資関係にあっては形式上の人格的独立性・平等性が貫かれるためである。労資関係の出発点である労働力商品の売買契約では、当事者間における自由・平等の関係が形式のうえでは成立する。これは市場原理を前提においた近代資本主義社会の大原則である。労働者の側からこれを見ると、その販売商品である労働力の質や価値に差異があるとしても、労働力の売り手としての人格の独立性には老若男女の差異は問われないこと、少なくとも形式上はそこに人格上の平等性が保障される、ということを意味する。

労資関係における男女間の平等性は、ただしあくまで形式のことである。社会の実態・実質において性差や年齢差、また人種差等が残ることはここでいちいち指摘するまでもない。だが、男女間等で形式的平等性があらかじめ成立していない社会では、実質的平等性も成立・発展しないことも確かである。この関係は、かつてF・エンゲルスが「近代家族における妻に対する夫の支配の独特的性格も、さらに両者の真に平等な社会的地位をうちたてる必要と仕方も、夫婦が法律上完全に同権になったときにはじめてあきらかにあらわれるであろう」と述べたところと同じである。⁽⁸⁾ 労資関係における男女間の形式的平等性は婦人労働と近代的共働き家族の増大に道をひらき、その延長線上で実質的平等性の確保を歴史の課題としてきた。

第二の根拠は、資本主義的生産様式の発展が男女差の技術的基盤を掘り崩していくことである。作業機の機械化をテコにした第一次産業革命から、制御機能の自動化によぶオートメーションの第二次産業革命にいたるまで、そして現代の情報化社会の波のなかで、資本主義的生産様式は労働における性差を根拠づけてきた技術的基礎のほとんどを取り払ってしまった。きわめて特殊な事例を除くと、現代の職業では、もはや技術と労働の特殊性や差異の面から女性の就業に障壁を設けることはできないと言ってよい。

つづく第三の根拠は、資本主義の発展過程においていわゆる「労働力の価値分割」が傾向的に進行することである。その背景に家計の膨張、賃金の抑制、就業・生活不安等の貧困化問題があることは言うまでもない。とりわけ現代日本の生活では、住宅難、教育費の高騰、家計の下方硬直化、老後不安等が既婚婦人を労働市場にかりりたて、「家計補充型婦人労働」の増大を招く。

婦人労働や共働き家族の増大をよびおこすこれらの諸要因以外に、これと結びついてあらわれる女性の高学歴化、労働能力・意欲の向上、男女平等意識の高まり、また労働市場における労働力不足といった要因をあげることも可能である。だがここでは、共働きの増加を必然化する以上の諸点をあげておくだけで十分であろう。要するに共働き家族の増加は不可避であり、歴史の進歩でもある。

共働き核家族と社会福祉の関連を見るうえで、次に重要なことは、共働き核家族を典型にする労働者家族が過去の大家族や近代社会の小ブルジョア家族とは異なる原理を発展させる、ということである。共働き核家族が社会福祉の普遍化をおし進めるのは、この新しい労働者家族の原理を胚胎しているためである。その新たな家族原理をここでは人格的平等原理、社会化原理、発達原理の三点から見てみることにしよう。

まず第一は、共働き核家族が過去の家父長制家族を解体し、男女ないし夫婦間の人格的結合による家族を生みだし、それゆえ人格的平等原理に基づく家族関係を発展させる可能性をもつことである。ここであえて「可能性」という限定的表現を用いたのは、共働き家族だから自動的に夫婦や親子間で人格的平等が現実化する、と短絡的に誤解されるのを防ぐためである。共働き化と男女平等を同一視できないことは現実の示すところであるが、ただし、共働き核家族こそは家父長制家族をその根元から掘り崩す主体であることは強調しておかなければならない。

その理由は、共働き核家族は家父長制を存続させる物質的基礎を持たないからである。なぜならまず、近代の労働者家族は一般に「財産か

らの自由」と「人格的自由」との「二重の意味での自由」のもとにおかれている。エンゲルスが指摘したように、「ここには財産というものは全然存在しないが、しかもまさにこの財産を守護し相続させるためにこそ、単婚と男の支配とがつくりだされたのであり、したがってまたここには、男の支配を主張する動機がなに一つない」⁽⁹⁾のである。つまり、財産からの自由は財産を継承する単位としての家族、すなわち家父長制家族を無用のものとせざるをえない。さらに人格的自由が男女同等に保障されれば、それはまた家父長制の解体を促す。この点について角田修一氏の説明をひいておこう。

「女性が自己の人格(精神と肉体)の自由な所持者としてその労働力を商品化することは、旧来の家族形態と相容れないもので男性の家父長権の経済的基盤を完全に掘り崩すものである。」

労働者家族のなかでも共働き家族となると、以上の点に加えてさらに新しい事情が加わる。引き続いて、労働者家族に関するエンゲルスの指摘に耳を傾けてみよう。

「彼らのばあいに事を決定するのは、まったく別の人格的および社会的な諸関係である。おまけに、大工業が女を家庭からひきだして労働市場へ、さらに工場へとうつしいれ、またしばしば女を家族の扶養者とするようになってからは、プロレタリアの住居では、男の支配の最後のなごりまでがそのいっさいの基盤をうしなった。」⁽¹⁰⁾

男による女の支配、そして家父長制的な家族関係、これらは共働き家族の進行とともに物質的基盤を失い、その最後の痕跡にまでとどめをうたれること、これがここでエンゲルスの指摘である。この指摘に若干の注釈を施すとすれば、エンゲルスの労働者家族論はいわば二段構えの構成をとっていると解釈できる。それはまず第1に、「二重の意味での自由」を生活条件とする労働者家族は一般的におよそ家父長制の関係から自由になる基盤のうえにおかれていること、さらに第2に、婦人労働と共に働き家族は家父長制家族をその最後の名残りにいたるまで土台からくつがえしてしまうこと、この二段構

えになっているわけである。

このことは、共働きの家族原理を考えていくうえで二重の意味で重要な論点を提起していると考えられる。

その一つは、労働者家族といえども、現代の片働きサラリーマン家族のような場合には、家父長制的関係が男女・夫婦間でなお擬制的に残存しうることである。片働き家族の場合には、通常として「男は仕事、女は家事」のいわゆる性別役割分担関係が残存し、夫婦のあいだに収入・所得格差、したがって生活手段に関連する財産格差が残り、現代のフェミニズムが主張するように、「近代家父長制」が疑似的意味で生き残ることにもなりうる。念のため指摘するが、このように主張することは片働き労働者家族と「近代家父長制家族」とを同一視することではないし、まして片働き家族における「近代家父長制」の残存を肯定することではない。¹² 家族の生計を主にだれが維持するのかの男女差が、「近代家父長制」を生きながらえさせるために首の皮の何枚か程度は残すだろうということにすぎない。

いま一つは、片働きとは異なる共働きの場合には、家庭維持のための所得のみならず時間の点においても、家父長制の残存につながる性別役割分担に最後のとどめをさすということである。「財産からの自由」を基本とする労働者家族の場合、一般に、夫婦間に所得・収入差があったとしても、それが家父長制家族を支えるきるほどに大きな役割を持つとはかぎらない。だが、夫婦間の時間差、つまり家事労働に利用しうる時間の差となると、片働きと共働きとでは夫婦間に大きな違いがでてくる。片働き家族では妻の側により多くの家事のための時間が与えられるが、共働き家族ではそうはない。ことにフルタイムの共働き家族ではそうである。したがって、家事労働に従事できる時間の配分において片働き家族と共働き家族では夫婦間に違いがあり、この時間配分の差は性別役割分担の物質的基盤となるし、逆に共働き化によるその時間差の縮小は性別役割分担の基盤の崩壊につながる。

要するに、片働き家族では家事労働に利用で

きる生活時間の夫婦間差異によって性別役割分担にお根拠を残すが、典型的な共働き核家族の場合にはその根拠はもはやあてはまらない、ということである。共働き核家族はその最奥のところで性別役割分担の口実なり言い訳を葬りるのである。

3. 資本制と家父長制の相互関係

以上の点にこだわったのは、資本制と家父長制の並存・妥協を主張する「資本制と家父長制の二元論」が「マルクス主義フェミニズム」の名前で流布しているからである。その典型は上野千鶴子『家父長制と資本制』に見ることができる（ただし、本書は諸説の紹介の割には自説の展開が不十分で、諸説に対比された資本制と家父長制との二元論が体系的に説明されているとは言えない）。その見解の一例をあげておくと、たとえば次のような説明がある。

「マルクス主義フェミニズムは、階級支配一元説も、性支配一元説もとらない。とりあえず資本制と家父長制という二つの社会領域の並存を認めて、その間に『弁証法的関係dialectic relation』を考える。『弁証法』というのは、矛盾と調和の弁証法ということである。資本制と家父長制とは互いに対立しあうこともあれば、たまたま調和して相互補完的に機能することもある。」¹³

この指摘にある「資本制と家父長制の並存」を論証するためには、家父長制が存続する物質的基盤を明らかにしなければならない。なぜなら、上野氏の説明では「家父長制とは、家族のうちで、年長の男性が権威を握っている制度を言う」とされており、したがって家父長制が一つの歴史的な社会制度であるとすれば、それなりの存在根拠を持っているはずだからである。上野氏らもそれを承知で、家父長制には物質的基礎があることを力んで強調するのだが、彼らの説明では肝心のこの点がいっこうに明らかにならない。

たとえば一例をひくと、「家父長制の物質的基盤とは、男性による女性の労働力の支配のことである」という説明があげられている。また、

「家事労働が労働であり、しかも不当に抑圧された労働であること」が「女性の抑圧の物質的基盤」であるとも説明される。だが、これらは家父長制なり女性抑圧の物質的基盤の説明とはなりえない。なぜなら、この説明では「男性による女性の労働の支配」なり「家事労働に対する抑圧」なりの根拠・基盤が明らかではなく、ただ問題を別の論点に移すだけの意味しかもたないからである。この説明を資本主義の解説に借用して言うと、「資本制の物質的基盤は資本による賃労働の支配のことである」とか「労働者の抑圧の物質的基盤は賃労働が抑圧された労働であることにある」という説明になってしまう。この説明が堂々めぐりの議論ないしトートロジーに終らないためには、肝心の「支配」や「抑圧」の根拠が説明されなければなるまい。「支配」や「抑圧」は何らかの根拠・基礎をもってはじめて成立するものである。

上野氏はこれに気づいたのか、家父長制の物質的基盤なるものを「現実の物質的基盤——制度と権力構造」と説明しているが、これは半ば言い逃れにすぎず、再び問題のむしかえしを招くだけの話である。なぜなら、この解答のすぐ後には、「では家父長制の物質的基盤とされる制度と権力構造は何によってうみだされたのか」という新たな問い合わせが待ちかまえているからである。先の「支配」や「抑圧」概念と同様に、「制度や権力構造」も宙からふって湧いてくるものではない。

要するに、「資本制と家父長制の二元論」から近・現代社会の家父長制を根拠づけたり、両者の並存を論じたりする議論は正当な理論的手続きを踏まえたものであるとはいがたい。にもかかわらず、この種の議論にここであえて拘泥したのは、この議論では資本主義の発展とともに進む家父長制の掘り崩しの過程やその担い手としての労働者家族の進歩的意義が不当なままで軽視されているからである。「家父長制的資本制論」の多くは資本主義社会における家族の典型を近代の小ブルジョア家族（＝近代家父長制家族）に求め、「資本制と家父長制」の妥

協過程としてその歴史を眺めることに多くのエネルギーを費やし、概して、労働者家族の発展、共働き家族の増大が過去の家父長制を解体していく過程に視線を注ごうとはしない。つまり、資本主義下の家族を「近代家父長制」のもとに包摂しようとする勢いが強い。

したがってたとえば、この議論では戦前日本の「家」制度も封建遺制ではなく「近代的な発明品」だと評価される。その理由は、労働力再生産制度の「近代社会に固有なその歴史的な形態は、家父長的なブルジョア単婚小家族である」とされているためである。戦前日本の「家」制度を近代的なものと評価するのはあまりにも非常識であると言わなければならないが、その「常識破り」が敢行されるのは、言うまでもなく「家父長的なブルジョア単婚家族」が近代社会の家族のいわば規範的モデルとして採用されるためである。だがこれでは、近代資本主義社会の発展とともに増大する労働者家族の進歩的意義やブルジョア家族との決別の歴史は解明されないだろう。

ことのついでに、この点にかかわっていま一つ類似的な例をあげておくと、戦前の紡績・紡糸女工を説明して「近代家父長制下の人身売買」と解釈する見解がある。すなわち、そこでは「女工たちの雇用契約の多くが父親によって締結され、前借りした借金返済のための年期契約であったこと、すなわち、それがたかも家父長の生殺与奪の権のように行使され、かつ、資本制を構造的に支える、いわば近代家父長制下の人身売買であった」というわけである。¹⁰この説明の前段は正当であるが、後段は正確ではない。「家父長制下の人身売買」は「資本制を構造的に支える」ものではなく、労働力商品の売買契約に基づく近代的労資関係の原理と矛盾するものであって、それを言うなら「資本制と構造的に矛盾する」と言わなければならない。だからこそ、資本主義の発展とともに「家父長制下の人身売買」は排除され、禁止されていくのである。

要するに、近代社会の小ブルジョア家族と同じ近代社会の労働者家族との区別、資本主義と家父長制との間の矛盾、さらに労働者家族のな

かに残存する過去の遺制と共に働き家族のなかに芽生える新しい可能性との区別、これらの区別は「資本主義と家族」を議論する際には不可欠の手続きだと言わなければならない。これらを混同すると、労働者家族の歴史的意義や「家族と福祉の関係」についても明らかにならぬのである。¹⁹ともあれ、話がいささか脱線した感がないでもないので、ここで元へ戻して、資本制下の共働き核家族の第2・第3の原理について節を改めて検討することにしよう。

4. 共働き家族における生活と権利の社会化原理

共働き核家族の原理の第1が家族構成員の人格的平等に求められるとすれば、第2の原理は家族構成員の生活と権利の社会化にあると言つてよい。ここで「生活と権利の社会化」というのは、旧来なら家族共同体内部で行われていた家族構成員の生命の再生産が共働き化とともに困難になり、社会の場で保障されなければならなくなること、したがって家族構成員の生活と発達の諸権利が家族からいわば巣立ちして社会化されざるをえなくなる、ということである。

わかりやすい事例でいうと、婦人労働の拡大は保育の社会化を必然化し、「イエの嫁」の就労は舅・姑の介護の社会化をよびおこし、母親の就労は障害児の発達保障をこれまで社会の課題にせざるをえない。子どもの保育、病人の世話、老人の介護等——これらは人の一生において誰もが経験することであり、国民一般に普遍的な課題である。この普遍的な課題の社会化こそは、先述の社会福祉の普遍化の推進力となる。

このことは、旧来の家族内共同業務が共働き家族化とともに新たに社会内共同業務として再建されざるをえないことを示すものにはかならない。換言すれば、従来なら地域・家族の共同体内労働によって支えられてきた生命の再生産と発達保障の課題が共働き化の進行によって社会的分業に組み入れられ社会化されること、これがここでの要点である。ただしダメをおす意味でいうと、この「家族構成員の生活・発達保

障と権利の社会化」は「妻が夫に内助をふるい、母が子どもの世話をあたり、そのイエの嫁が舅・姑の面倒をみる家族関係」の旧習が残るなかでは一般化しにくい。妻であり母であり嫁である婦人が労働者となる時はじめて、妻・母・嫁が果たしてきた家族内労働の社会化が必然化するのである。²⁰

いま注意しておいてよいことは、妻・母・嫁としての婦人が担ってきた家族の共同体内労働が共働き化とともに社会内労働の課題として、したがって社会福祉の課題として新たに再建されざるをえなくなっていること、ここにまさに現代日本の福祉のあり方が問われていることである。たとえば、次の指摘にそれがあらわれている。

「従来のわが国では、労働の場における男女の社会的分業と家庭内の夫婦の役割分担とはまさに『直列的』に結びついており、そのことが、一方での男性の『効率的な』長時間・過密労働と、他方での——性別分業という面での一戦後核家族の相対的な『安定性』とを相互補完的に基礎づける、という関係が成立していた。ところが、この関係は、1970年代以降の有配偶女性の大幅な職場進出によって社会と家庭の双方において大きく揺らぎ始め、そのあらたな編成の仕直し——つまり、職業生活と家庭生活のそれぞれにおける性別分業のあり方を見直すとともに、その両者の結びつき方を検討し直すこと——が求められているのである。」²¹

要するに、共働き化とともに男女差別や性別役割分担が問い合わせられ、労働・生活における新たな原理の形成が課題となっていること、これがここでの含意である。保育から老人福祉まで、ここで社会福祉の発展に大きな役割が期待されてくることは言うまでもない。老人福祉を例にとると、現代日本で次のような主張が登場するのも、その背後に共働き核家族化や男女平等の流れがあるためである。

「高齢者の介護を、個別に家族の枠内だけに担うことは、資力的にも人出の面でも、もはや事実上不可能になってきている。言い換えれば、夫（男性）が働き、妻（女性）が被扶養者で、

かつ専業で家事・育児、介護に従事するという伝統的な性別分業の家族を、従来のように人間の再生産のためのモデル的単位として維持することは、もはや現状に合わなくなっている。」

ただしここで注意を要するのは、一口に家族内労働の社会化といっても、社会化の選択肢には二つのコースがあることである。その一つは保育・介護等の課題を子ども・老人等の権利と結びつけて公共的に社会化する道であり、いま一つはそれらの諸課題を市場に組みいれて商品化する道である。社会福祉サービスの把え方にも、この二つの違いがあらわれる。前者の「公共的社会化」の道は、社会保障・福祉概念を拡充する主張となってあらわれる。たとえば、次の指摘がその一例である。

「改めて強調する必要があることは、社会保障をたんに所得保障としてのみとらえ、所得の再分配レベルで論ずることから、脱しなければならないということである。・・・いわゆる家庭内労働の社会化の必要から、保育、介護保障なども社会保障としてそのなかにふくめざるえないことは周知の通りであろう。」²⁹

かかる「公共的社会化」の提言とは逆に、家庭内労働の社会化に私事的性格を見いだし、その「市場的社会化」を図ろうとする主張も同時にあらわれる。公共経済学の系譜にたった次の主張がその例である。

「在宅福祉サービスや老人保健施設を整備、拡充するという形をとって進行している社会福祉サービスの普遍主義化には、従来、家族の自助によって行われてきた介護等を一種の公的サービスとして公共団体が普遍主義的に提供するという側面がある。この点からしても、その種のサービスはもともと私事的性格が強いといふことができる。」³⁰

問題なのは、一方での「公共的社会化」と他方での「市場的社会化」の選択肢のうち、どちらのコースが優勢にたつか、それを決める力なり基準である。結論を先取りしていふと、両者の別かれ目を決するのは福祉に対する人権水準と評価能力であると考えられる。そして、人権保障

と福祉にたいする社会的評価能力の水準は再び社会全体の共働きの水準に関連してくると言つてよい。ただし、後述するように、共働き化の進展度合が人権水準にそのまま直結するというわけではない。これには若干の説明が必要である。

まずすでに指摘したように、片働き家族を社会の前提においた場合には男女間の所得・時間差等によって性別役割分担の旧習が残存しやすく、したがって家族構成員の生活と権利の社会化に遅れが伴う。これに対して共働き核家族化を社会の前提にした場合には、家族内労働の社会化が普遍的ニーズとなってあらわれ、したがってその充足の権利化と公共的社会化に向かう力が強まらざるをえない。この力は、共働き化に伴う男女平等・同権化の発展によってさらに強まることになるだろう。

要するに、「共働き化の水準」、「男女平等化の水準」、「家族内労働の公共的社会化と権利水準」の三者は互いに呼応しあう関係にあるわけである。したがってその逆の関係、すなわち「共働き化の未成熟→家族内労働の社会化のたちおくれ→男女役割分担の残存と男女平等化のおくれ」という関係も成立し、両極の間にはその過渡的諸形態がさまざまにあらわれる。

たとえば、共働き化が婦人のパートタイマー化の形で進行する場合には、いわゆる「主婦労働者」の肩に家事と仕事の二つを担わせる結果を招き、必ずしも性別役割分担を解消せず、したがって家族内労働の公共的社会化や権利化に直結するとはかぎらない。また逆に、高学歴の特定女性層のキャリア・ウーマン化が波頭にたつ場合には、家族内労働の公共的社会化の以前に市場的社会化が先行してしまう可能性がある。さらに、福祉職場が家族内労働の社会化の性格を持っていること、したがってそこで働く人々は主に婦人によって占められこと、それらの結果、「性別職域分離」がつくりだされて、しばしば賃金その他で男女差別が残るということもある。

共働き化の進行過程にはこのような過渡的事態があらわれるために、共働き化がそのまま福祉水準や人権水準に正比例するとか、直結する